

6月5日(月)・6日(火)

屋島集団宿泊学習



6月5日(月)・6日(火)と1泊2日で5年生は屋島集団宿泊学習に行ってきました。昨年は日帰りでの学習でしたから、宿泊を伴うのは久しぶりのことでした。

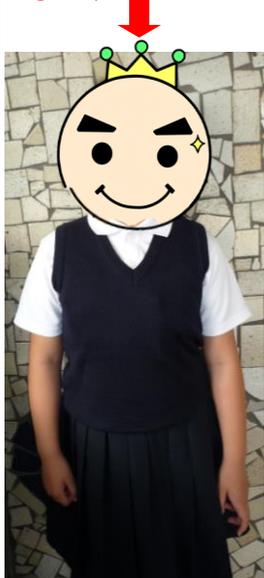
初日は野外炊事で焼きそばを作りました。野菜を食器洗い洗剤で洗おうとしたり、包丁の柄ではなく刃を持とうとしたり……。驚くことがしばしばありましたが、協力しておいしい焼きそばを作ることができました。夜はキャンプファイヤーをしました。火を囲み、各班のスタンツ等で楽しいひと時を過ごしました。

二日目はいかだ作りをしました。いかだを作るときも、海に出たときも、ふざけたり話を聞いていなかったりすると、けがや命の危険につながることがあります。屋島の職員の方にそれらの注意を受け、真剣な表情でいかだを作る子供たち。どの班も、無事に海に出ることができました。

「集団宿泊学習」ですから、学びを次に生かすことも大事です。1泊2日で学んだことを、今後5年生がどのように生かしてくれるか、期待しています。

この組み合わせは

○です



～確認とお願い～ 制服・ヘルメットの着用

- ①以前は、左のように、半袖シャツにベストの組み合わせはだめ(違反)だとされてきました。しかし、暑い日と思えば急に肌寒くなり、と日によって気温が上がったり下がったりします。そこで、半袖シャツにベストの組み合わせを認めています。その日の気温によって、そして、自分の体調に合わせて、組み合わせを考えて登校してください。
- ②改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。道路交通法 第63条の11に「第1項 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。」「第2項 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。」「第3項 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。」とあります。児童の命を守るために、よろしくお願いします。